



熊本県公報

第 1 2 6 3 0 号

平成 29 年 6 月 16 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○物品売払代金の収納の事務の委託……………	(森林整備課) 1
○漁船保険付保義務の消滅……………	(団体支援課) 1
○土砂災害警戒区域の指定……………	(砂防課) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(〃) 2
○種畜証明書書の書換交付に伴う通報……………	(畜産課) 4
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………	(商工振興金融課) 4
○県営土地改良事業計画の変更……………	(農村計画課) 5
○公共測量の実施……………	(監理課) 5
○農用地利用配分計画の認可申請……………	(農地・担い手支援課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(〃) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(〃) 6
○平成 2 9 年木造建築士試験の試験場所の変更……………	(〃) 6
登 載 依 頼	
○熊本県警察自動暗号化ソフトウェア機器及びライセンスの賃 貸借に係る一般競争入札参加資格等……………	(警察本部情報管理課) 7
○熊本県警察自動暗号化ソフトウェア機器及びライセンスの賃 貸借に係る一般競争入札の実施……………	(〃) 7

告 示

熊本県告示第 6 1 3 号

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成 2 9 年度県有林素材生産事業第 1 号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市東区下南部二丁目 1 番 5 5 号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
平成 2 9 年 5 月 2 4 日から平成 3 0 年 2 月 2 8 日まで

熊本県告示第 6 1 4 号

漁船損害等補償法(昭和 2 7 年法律第 2 8 号)第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 2 5 年 6 月 1 4 日熊本県告示第 6 1 1 号で公示した下記加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成 2 9 年 6 月 1 3 日限り消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

記

(加入区名)

荒尾、海路口、中、維和、上、湯島、樋島、御所浦、栖本、佐伊津、崎津、久玉、深海

熊本県告示第 6 1 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 5 7 号)第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向工平谷－2	天草市御所浦町御所浦	別図 1 のとおり	土石流
向－1	天草市御所浦町御所浦	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 1 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大岩谷	天草市御所浦町御所浦	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
第二大岩谷	天草市御所浦町御所浦	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
第二古場谷	天草市御所浦町御所浦	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
古場谷－1	天草市御所浦町御所浦	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
古場谷－2	天草市御所浦町御所浦	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
越地－1	天草市御所浦町御所浦	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
越地－2	天草市御所浦町御所浦	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
越地－3	天草市御所浦町御所浦	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
唐木崎川	天草市御所浦町御所浦	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
御所浦迫	天草市御所浦町御所浦	別図 1 0 のとおり	土石流	別図 1 0 のとおり
山の神谷	天草市御所浦町御所浦	別図 1 1 のとおり	土石流	別図 1 1 のとおり
御所川	天草市御所浦町御所浦	別図 1 2 のとおり	土石流	別図 1 2 のとおり
洲の田川	天草市御所浦町御所浦	別図 1 3 のとおり	土石流	別図 1 3 のとおり
梅実迫	天草市御所浦町御所浦	別図 1 4 のとおり	土石流	別図 1 4 のとおり
唐木崎	天草市御所浦町御所浦	別図 1 5 のとおり	土石流	別図 1 5 のとおり
向工平谷－1	天草市御所浦町御所浦	別図 1 6 のとおり	土石流	別図 1 6 のとおり
唐木崎（Ａ）－1	天草市御所浦町御所浦	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
唐木崎（Ａ）－2	天草市御所浦町御所浦	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり

唐木崎（Ｂ）－１	天草市御所浦町御所浦	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
唐木崎（Ｂ）－２	天草市御所浦町御所浦	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
唐木崎（Ｂ）－３	天草市御所浦町御所浦	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
唐木崎港中央－１	天草市御所浦町御所浦	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
唐木崎港中央－２	天草市御所浦町御所浦	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
唐木崎港東－１	天草市御所浦町御所浦	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
唐木崎港東－２	天草市御所浦町御所浦	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
唐木崎港東－３	天草市御所浦町御所浦	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
唐木崎港東－４	天草市御所浦町御所浦	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
唐木崎港東－５	天草市御所浦町御所浦	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
本郷漁港南－１	天草市御所浦町御所浦	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
本郷漁港南－２	天草市御所浦町御所浦	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
古屋敷（Ｂ）－１	天草市御所浦町御所浦	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
古屋敷（Ｂ）－２	天草市御所浦町御所浦	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
古屋敷（Ｂ）－３	天草市御所浦町御所浦	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
向－２	天草市御所浦町御所浦	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり
向－３	天草市御所浦町御所浦	別図３５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３５のとおり
本郷－１	天草市御所浦町御所浦	別図３６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３６のとおり
本郷－２	天草市御所浦町御所浦	別図３７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３７のとおり
本郷漁港北東１	天草市御所浦町御所浦	別図３８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３８のとおり
中瀬戸橋南東１－１	天草市御所浦町御所浦	別図３９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３９のとおり
中瀬戸橋南東１－２	天草市御所浦町御所浦	別図４０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４０のとおり
中瀬戸橋南東１－３	天草市御所浦町御所浦	別図４１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４１のとおり
中瀬戸橋北東１	天草市御所浦町御所浦	別図４２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４２のとおり
嵐口（Ａ）	天草市御所浦町御所浦	別図４３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４３のとおり
前島橋西－１	天草市御所浦町御所浦	別図４４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４４のとおり
前島橋西－２	天草市御所浦町御所浦	別図４５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４５のとおり

前島橋西－3	天草市御所浦町御所浦	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
嵐口（B）	天草市御所浦町御所浦	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
嵐口（C）－1	天草市御所浦町御所浦	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
嵐口（C）－2	天草市御所浦町御所浦	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
嵐口（C）－3	天草市御所浦町御所浦	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
県漁連東	天草市御所浦町御所浦	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
南風留	天草市御所浦町御所浦	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
中瀬戸橋北東 2	天草市御所浦町御所浦	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
中瀬戸橋北東 3－1	天草市御所浦町御所浦	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
中瀬戸橋北東 3－2	天草市御所浦町御所浦	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
鳴川下	天草市御所浦町御所浦	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
中瀬戸橋南東 2	天草市御所浦町御所浦	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり

（別図 1 から別図 5 7 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 6 1 7 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
1 1 3 9 8 1 7 6 0 6 3	種畜の名前の変更、 種畜の飼養者の住所 及び氏名又は名称の 変更	晴重丸 熊本県阿蘇市狩尾 1 8 3 6 農事組合法人 狩尾牧 場	晴之助 熊本県合志市栄 3 8 0 1 熊本県農業研究センタ ー

公 告

熊本県公告第 3 4 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス横島店
玉名市横島町横島字岩井口 2 2 8 5 番ほか
- 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号

- 大規模小売店舗の新設をする日

- 平成 3 0 年 2 月 1 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 5 3 6 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側及び南側 6 3 台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 1 9 台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 6 5 平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 1 3 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後 1 0 時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1 箇所 建物敷地南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
2 4 時間
- 7 届出年月日
平成 2 9 年 5 月 3 1 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成 2 9 年 6 月 1 6 日から平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日まで

熊本県公告第 3 4 1 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定により、県営芦水地区（中小場工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審査請求をすることができる。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の芦水地区（中小場工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 2 9 年 6 月 1 9 日から平成 2 9 年 7 月 1 4 日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告第 3 4 2 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により西日本高速道路株式会社九州支社熊本高速道路事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成 2 9 年 5 月 9 日から 平成 2 9 年 7 月 2 5 日まで	熊本市南区城南町東部

熊本県公告第 3 4 3 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 6 月 1 6 日から同月 2 9 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中島 明倫	宇土市野鶴町	宇土市新開町字中潟 1 0 5 6 番

2 申請年月日

平成 2 9 年 6 月 6 日

熊本県公告第 3 4 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字追分 1 4 8 2 番 1 0、同 1 4 8 2 番 1 5 及び同 1 4 8 2 番 1 6
3 3 0. 7 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区長嶺南四丁目 1 2 番 7 4 号 1 0 2 号室
坂口 三十四

熊本県公告第 3 4 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市増永字洗池 2 7 4 1 番 1、同 2 7 4 1 番 1 3、同 2 7 4 1 番 1 4、同 2 7 4 1
番 1 5、同 2 7 4 1 番 1 6、同 2 7 4 1 番 1 7、同 2 7 4 1 番 1 8、同 2 7 4 1 番 1 9
、同 2 7 4 1 番 2 0、同 2 7 4 1 番 2 1、同 2 7 4 1 番 2 2、同 2 7 4 1 番 2 3、同 2
7 4 1 番 2 4、同 2 7 4 1 番 2 5、同川登字五反田 1 7 7 7 番 6 2 及び同 1 7 7 7 番 7
3、1 4 7. 3 1 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市日の出町 3 番 9 号 2 0 3
株式会社 I・N・O

熊本県公告第 3 4 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市山田字高岡 2 0 5 5 番 1、同 2 0 5 9 番、同 2 0 6 3 番 1、同 2 0 6 3 番 2、
同 2 0 6 1 番 5、同 2 0 8 0 番 1、同 2 0 8 1 番、同 2 0 8 2 番 1、同 2 0 8 2 番 6
及び同 2 0 8 4 番 5
7、6 8 2. 1 1 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡市博多区博多駅南五丁目 2 5 番 7 号
株式会社大石企画

熊本県公告第 3 4 7 号

平成 2 9 年木造建築士試験の試験場所を次のように変更する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前	変更後
3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目 1 番 1 号 (2) 設計製図の試験	3 試験場所 (1) 学科の試験 熊本大学理学部（黒髪キャンパス） 熊本市中央区黒髪二丁目 3 9 番 1 号 (2) 設計製図の試験

東海大学（熊本キャンパス）
熊本市東区渡鹿九丁目 1 番 1 号

熊本保健科学大学
熊本市北区和泉町 3 2 5 番

登 載 依 頼**熊 本 県 警 察 本 部 告 示 第 5 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察自動暗号化ソフトウェア機器及びライセンス賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 2 9 年 6 月 2 6 日（月）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 3 1 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 1 1 月 3 0 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊 本 県 警 察 本 部 公 告 第 3 2 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県警察自動暗号化ソフトウェア機器及びライセンス賃貸借
 - (2) 借入物品及び数量
熊本県警察自動暗号化ソフトウェア機器及びライセンス 一式
 - (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課情報セキュリティ係（熊本県庁警察棟 4 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 - (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 - (5) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察自動暗号化ソフトウェア機器及びライセンス要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 契約期間

- 契約締結の日から平成 35 年 12 月 31 日（日）まで
- (7) 借入期間
平成 30 年 1 月 1 日（月）から平成 35 年 12 月 31 日（日）まで
- (8) 納入期限
平成 29 年 12 月 31 日（日）まで
- (9) 納入場所
仕様書のとおりとする。
- (10) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、次のアからウまでのいずれかに熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料（保守料込み）1 月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、7 2 月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成 29 年 6 月 26 日（月）午後 5 時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(4)の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を平成 29 年 6 月 27 日（火）午後 5 時までに熊本県警察本部警務部情報管理課に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等が、暴力団員等であるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (6) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する (1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を (1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。

また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を書面で (3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 7 月 4 日（火）午後 5 時まで

(4) 提出先

1 (4) の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 7 月 4 日（火）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 7 月 27 日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 7 月 26 日（水）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 7 月 27 日（木）午前 10 時

(イ) 場所 1 (4) の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を (ア) の日時に (イ) の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 7 月 26 日（水）（必着）までに 1 (4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて (3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に (3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け

たときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（72 月）を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達法は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課情報セキュリティ係
 電話番号 096-381-0110（内線 2423）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 S u m m a r y

- (1) Name and quantity of the services to be leased :
A set of Kumamoto Prefectural Police Automatic encryption software of equipment and license
- (2) Date and Place for tender :
Date: July 27 2017, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2423)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen